

第4章 検査関係

4-1 概説

検査は、工事が請負契約の内容に適合して完了しているか否かを確認（契約どおり完了する以前にその一部を支払う必要がある場合の工事既済部分の確認を含む）するための行為と、別に定められた建設工事等検査要領及び土木工事検査基準に基づいて、工事の目的物が一定の技術的水準に達しているかどうか判定する行為に分けられる。

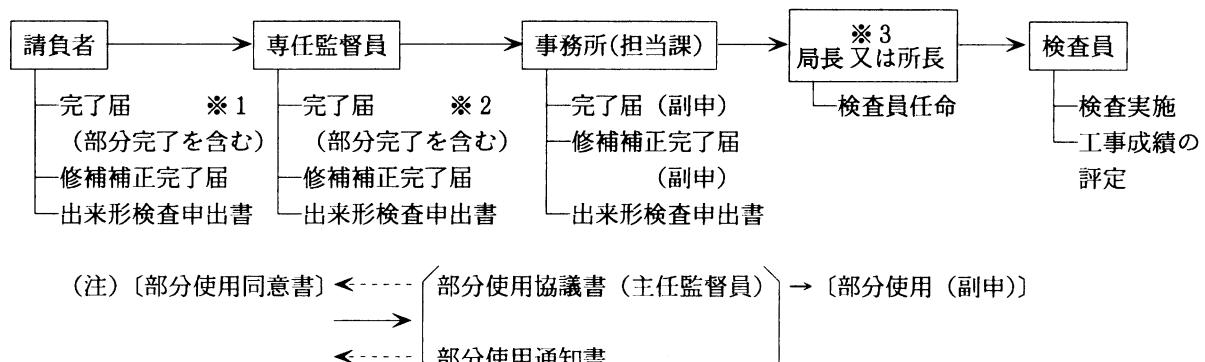
4-2 検査の分類

種類	時期	摘要(契約約款)
完了検査	(1) 工事が完了した時 (2) 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了した時	第33条 第39条
出来形検査	(1) 部分払若しくは部分使用をしようとする時 (2) 損害金を徴収して契約期間を延長しようとする時 (3) 工事の施工を中止しようとする時 (4) 契約を解除しようとする時	第35条 第38条 第42条 第21条 第43条
中間検査	(1) 実施を必要と認めた時	第32条

4-3 要領

建設工事等検査要領
土木工事検査基準
建設工事成績評定要領
建設工事成績評定結果閲覧要領
土木工事監督要領

4-4 事務手続き



※1 一部完了について
ては承諾書、部分
使用については同
意書を事前に整備
する。

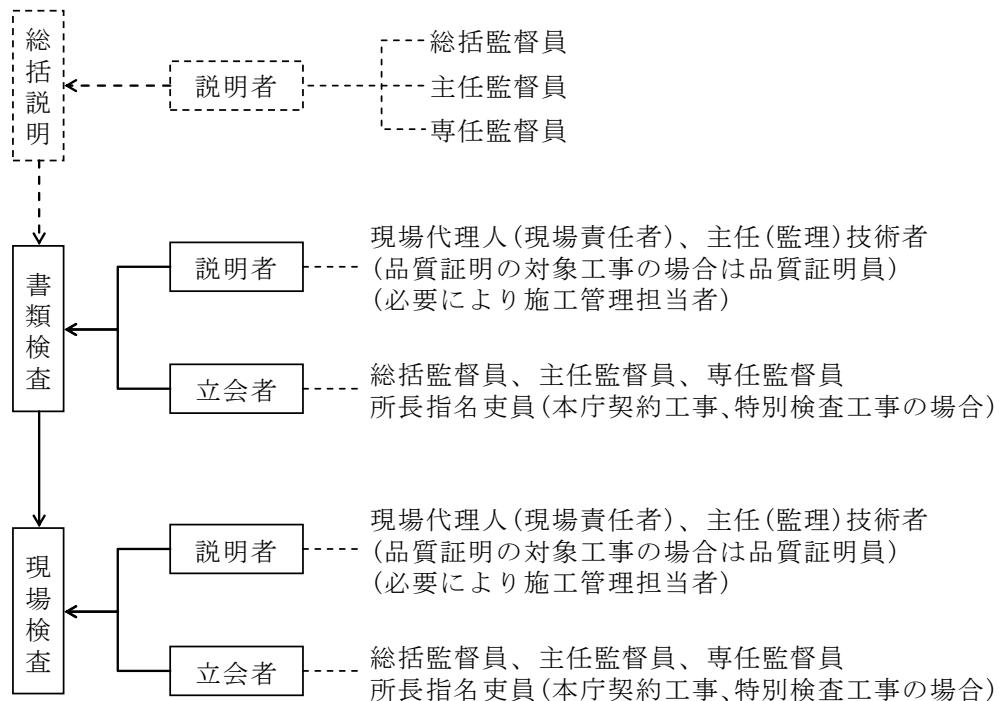
※2 一部完了について
ては引渡し、目的
物、部分使用につ
いては使用部分の
出来形調書を作成
する。

() は
本庁検査の場合

※3 本庁契約工事特
別検査工事は局長

4-5 検査の実施

(1) 検査体制



(2) 検査関係書類及び測定器具

区分	書類検査	現場検査
完了検査	<p>【発注者 保管書類】</p> <p>設計図書 「施工プロセス」のチェックリスト、成績評定資料(チェック表)等</p> <p>【工事完了時までに請負者が提出する書類】</p> <p>立会・段階確認・施工状況把握報告書 材料確認書 工事記録 出来形管理資料 品質管理資料 工事写真管理資料 施工計画書(当初及び変更)、使用材料関係資料 工事打合簿(提出・承諾・協議等)綴り</p> <p>【請負者 保管書類】</p> <p>契約関係綴り 施工計画書、使用材料関係資料 その他検査上必要な書類</p>	<p>設計図書 出来形関係資料 品質関係資料 レベル(トランシット) 箱尺 スチールテープ、布テープ(樹脂加工)、リボンテープ(5m)、ポール、ピンポール コンベックスルール スラントルール(法定規) スコップ ツルハシ その他検査員の指示するもの</p>
出来形検査 中間検査	完了検査に同じ。ただし、当該検査に關係する部分までとする。	完了検査に同じ

(3) 検査に関する留意事項

工事検査にあたっての留意事項**1 完了検査**

(1) 完了検査の受検体制（発注者側）

① 専任監督員は、必ず立会すること。主任監督員及び総括監督員は、他の公務等のためやむを得ない場合を除き立会すること。

* 専任監督員の負担を軽減しようとする配慮から主任監督員のみが立会する例があるが、完了検査を通じて監督員の指導、育成を図るためにも、専任監督員は必ず立会すること。

② 検査に必要な書類（設計図書、「施工プロセス」のチェックリスト等）を準備すること。

③ 主任監督員は、提出書類や現場の事前確認を行うこと。

* 工事成績評定においても、施工状況に関する評定が主任監督員に求められている。

(2) 完了検査の受検体制（請負者側）

① 現場代理人(現場責任者)及び主任(監理)技術者は、立会すること。やむを得ず一方が立会できない場合は、検査前に申し出ること。

* 双方が立会できない場合は、検査中止となるので注意のこと。

② 標準仕様書を携帯すること。

③ 施工管理に関する提出資料一覧表を作成しておくこと。また、個々の資料には、必要に応じて数量等の集計表を添付すること。

例1：コンクリート圧縮強度試験結果…試験回数と管理資料

例2：マニュフェスト管理台帳

2 中間検査

(1) 中間検査箇所の選定

① 本庁契約工事、特別検査工事及び所長委任工事で、工事着手日から概ね1ヶ月以上経過し、かつ、工事完了日まで概ね1ヶ月以上のある工事で、工事進捗率が概ね20～70%の工事を原則対象とする。また、契約金額が1件250万円以上の建設工事を対象とし、指示票にて行う工事、主たる内容が草刈り等の役務提供工事及び交通安全Ⅱ種工事は対象外とする。

② 中間検査の実施は、完成、既済部分の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階の実施時期等で行うことを原則とする。

③ 実施回数は、原則年1回とする。

(2) 書類検査の場所

現場事務所とする。現場事務所が設置されていない場合は、近傍他工区現場事務所や建設事務所とする。

(3) 中間検査の受検体制（発注者側）

① 専任監督員は、必ず立会すること。主任監督員及び総括監督員は、他の公務等のためやむを得ない場合を除き立会すること。

② 検査に必要な書類（設計図書、「施工プロセス」のチェックリスト等）を準備すること。

③ 設計変更通知書（変更設計書）等を準備すること。

(4) 中間検査の受検体制（請負者側）

① 現場代理人（現場責任者）及び主任（監理）技術者は、立会すること。やむを得ず一方が立会できない場合は、検査前に申し出ること。

*電気、機械設備等の書類検査においても、現場代理人（現場責任者）及び主任（監理）技術者の双方が立会できないことがないよう留意すること。

② 関係法令で工事現場に掲示することが定められた標識（建設業の許可票等）を確認すること。

③ 施工管理に関する資料を整理すること。中間検査の日程は事前に予告してあるため、検査日より概ね2週間以前までの工程に関する施工管理資料（工事写真、品質管理、出来形管理資料）を整理すること。

*中間検査の目的は、工事の適切な施工を確保するため、施工管理及び安全対策が適切に行われているかどうかを検査することである。施工管理資料をその都度整理して、工事完了時の書類提出の適正化を図ること。

3 一般的留意事項

(1) 事務手続き

① 部分完了、部分使用の手続きがなされているか。

完了検査の前に部分供用又は部分使用する場合、契約書及び「建設工事施行に関する事務取扱要領」に基づき、所定の手続きを行うこと。

例1：仮設迂回路の供用開始

例2：切土法面完了後の別途発注法枠工

例3：道路路盤工完了後の別途発注舗装工

例4：橋梁下部工完了後の別途発注桁架設工

② 供用開始の前に完了検査を受けているか。

開通式等が予定されている場合は、事前に検査担当と完了検査の日程を調整すること。

③ 工事完了時までに提出書類は全て提出されているか。

例：登録内容確認書等

(2) 設計図書

① 現場条件等に設計図書が適合しているか。

設計図書は、工事施行に際し設計変更の必要を生じないように作成されていることは言うまでもないが、土木工事の性格上不確定な条件が多く、予測し得ない設計変更が発生する。工事現場の状態に設計図書が適合していないことが判明した場合等には、工事検査の観点からも、適切な設計変更が必要となる。

また、工事完了が翌年度以降となる場合は、4月の定期異動による各監督員の引継ぎ及び変更を適切に行うこと。

② 特殊工法等の使用材料、工法等の仕様が明確になっているか。

景観、多自然を主とした工事が増加している。使用材料の品質規格、施工管理基準を、設計図書又は協議により、明確にしておく必要がある。

例1：河川等の自然石護岸工：自然石の材質、大きさ、目地の間隔、凹凸の規格値

例2：公園等の雑割石積工：石の大きさ、目地の間隔等の規格値

例3：特殊製品の防錆仕様：亜鉛メッキ付着量、塗料の種類と塗膜厚

(3) 施工管理

① 取り壊し、撤去した構造物の材質、数量は確認できるか。取り壊し、撤去についても出来形管理が必要となる。

例1：旧橋撤去の現況断面

例2：舗装撤去の幅員、延長、厚み

例3：護岸、水路撤去の延長、現況断面

類似例1：岩掘削の岩質と数量

類似例2：養浜工、捨石工の現況地盤線

② 工事目的物の機能は確保されているか。

工事目的物は個々に応じた機能が求められている。その機能を満足する出来形となっていることを確認する必要がある。

例1：河川、砂防流路工、下水路の縦断勾配

例2：堤防、護岸の天端高

③ 工事目的物の品質は確保されているか。

土木工事施工管理基準に定めのない工種の品質管理は、特記仕様書又は協議により施工管理を行うこととなる。品質管理の基準及び段階確認の方法等を明確にしておくことが必要である。

例：擁壁基礎部等の軟弱地盤補強（置き換え工法等）

また、工事目的物の品質について工事完了後の観察が必要な場合は、請負者は現況調査資料を提出すること。

例1：コンクリート構造物のひび割れ（橋台、鋼床版橋の地覆等）

例2：構造物の沈下

例3：地すべりの兆候

以上

4-6 建設工事の成績評定

(1) 評定方法

愛知県	
契約金額	250万円～
専任監督員	40%
主任監督員	14.8%
総括監督員	5.2%
検査員	40%

(2) 評定区分

考査項目	専任監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般 ○			
	II 配置技術者 ○			
2. 施工状況	I 施工管理 ○			○
	II 工程管理 ○	○		
	III 安全管理 ○	○		
	IV 対外関係 ○			
3. 出来形及び出来映え	I 出来形 ○			○
	II 品質 ○			○
	III 出来映え ○			○
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 ○	○		
5. 創意工夫	II 創意工夫 ○			
6. 社会性等	I 地域への貢献等 ○		○	
7. 法令順守等			○(減点)	
8. 総合評価技術提案			履行・不履行 ・対象外	

※4. 5. 6の評価については、「建設工事成績評定作業の指針(案)」による。

※総括監督員を置かない工事にあっては、総括監督員の評定区分を、主任監督員が併せて評定する。